

令和5年12月市議会総務委員会資料

第163号議案 長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

<目次>

1	条例制定の背景等について	2～3
2	規定形式について	4～5
3	条例の内容等について	6～7
	【参考】基準省令に定められた基準について（抜粋）	8～13
4	新旧対照表	14～26

市民生活部

令和5年12月

## 1 条例制定の背景等について

### (1) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定について

女性をめぐる問題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しており、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、新たな女性支援強化が喫緊の課題となった。

こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする「売春防止法」から切り分け、先駆的な女性支援を実施する民間団体との協働といった視点も取り入れた新たな支援の取組みを構築することとして、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「女性支援法」という。）」が令和4年5月25日に公布され、令和6年4月1日に施行される。

### (2) 女性支援法と売春防止法について

	女性支援法	売春防止法
目的	困難な問題を抱える女性の支援施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心してかつ自立して暮らせるような社会の実現に寄与。	売春を行うおそれのある女子（要保護女子）に対する補導処分及び保護更生の措置を講じ、売春防止を図る。
施設	【女性自立支援施設】困難な問題を抱える女性を保護し、医学的又は心理学的な援助等を行い、自立促進のための生活支援等を行う施設。	【婦人保護施設】要保護女子を収容保護するための施設。
相談機関	【女性相談支援センター】女性の立場に立った相談や、医学的又は心理学的な援助等、就労などの必要な情報提供や関係機関との連絡調整を行うとともに、一時保護を実施する。	【婦人相談所】要保護女子の相談、必要な調査並びに医学的、理学的及び職能的判定を行い、必要な指導を行うとともに、一時保護を実施する。
相談員	【女性相談支援員】困難な問題を抱える女性の発見に努め、その立場に立って、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な援助を行う。	【婦人相談員】要保護女子等の発見、相談に応じ、必要な指導等を行う。

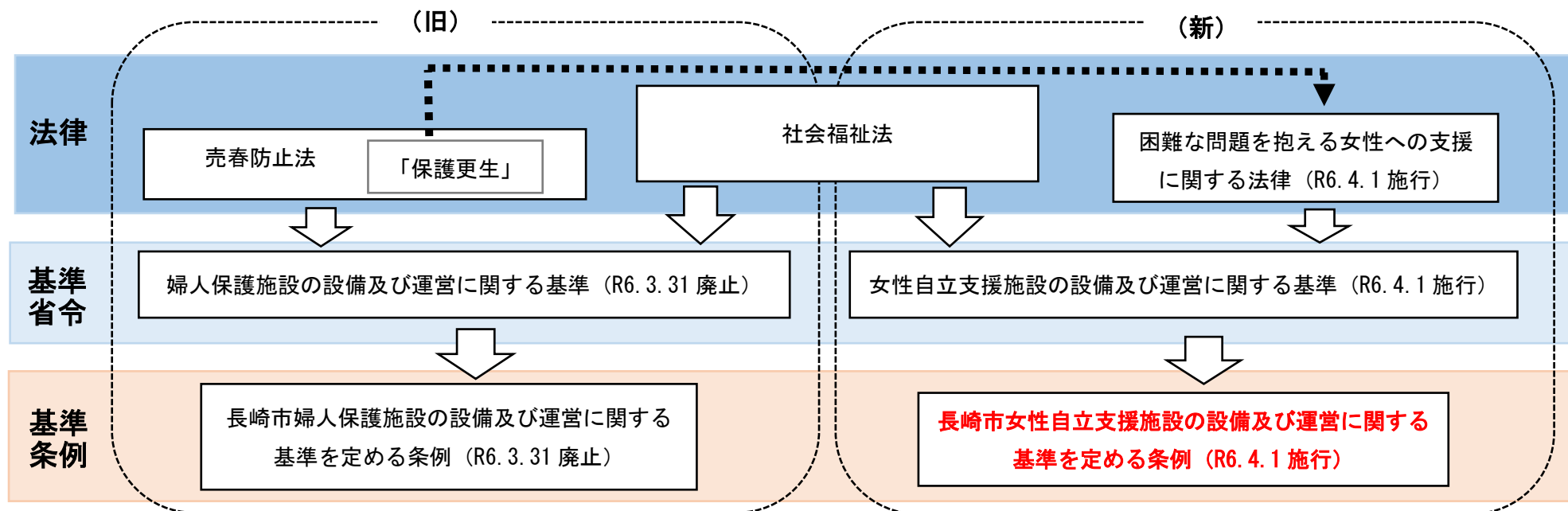
### (3) 条例制定等について

女性自立支援施設を含む社会福祉施設については、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定により、「都道府県（中核市を含む。）は、施設の設備の規模及び構造並びにサービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の施設の運営について、条例で基準を定めなければならない」とされている。また、当該条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準省令を踏まえ定めるものとされている。

そのような中、基準省令となる「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」が令和 5 年 3 月 29 日に公布されたことから、本市においても、当該基準省令を踏まえた条例の制定を行うとともに、旧基準省令に基づく「長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「現行条例」という。）」の廃止を行うもの。

なお、県内には、長崎市内に 1 か所婦人保護施設があるが、この施設は、長崎県が設置している施設であり、地方自治法施行令の規定により現行の本市条例の適用対象外となっている。

本市条例は、長崎市内に市又は社会福祉法人が設置する施設に適用されることとなるが、現在のところ新たな施設の設置予定はない。

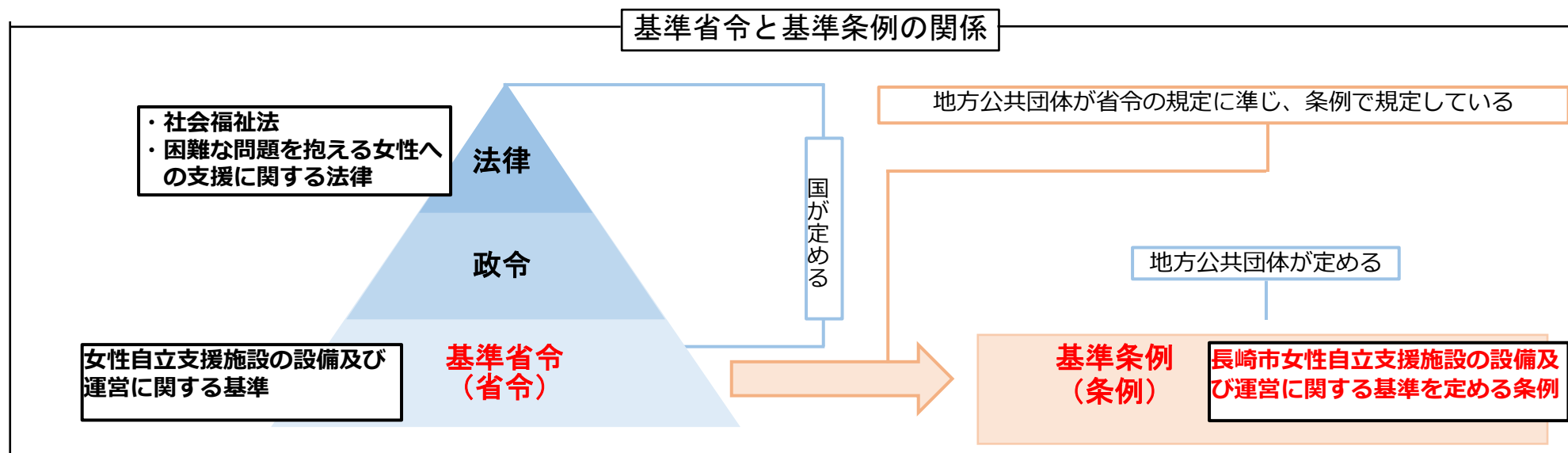


## 2 規定形式について

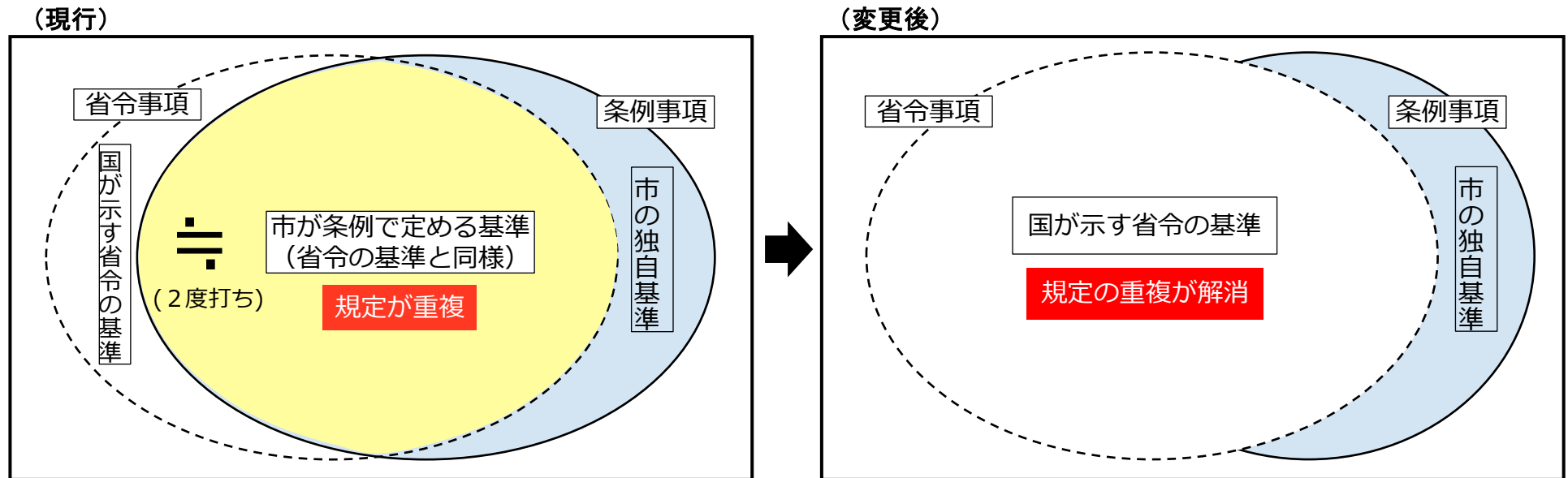
これまでの現行条例の内容は、基本的に旧基準省令に準じ、同じ内容を規定（２度打ち）している。

旧基準省令で定める基準のほか、本市の独自基準（『暴力団員等の排除』に係る基準など）を加えており、条文数も多いことから、現行条例を見ても、どの部分が『基準省令と同じ内容の基準』で、どの部分が『本市独自の基準』であるのか非常に分かりにくいものとなっている。

このため、令和５年９月市議会定例会における他の基準条例（２９本）の改正と同様に、新条例制定に当たっては、条例の規定形式を見直し、基準省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、本市独自の基準の明確化及び基準条例の改正に係る事務処理の効率化を図ろうとするもの（５ページ「[基準条例見直しのイメージ](#)」参照）。



## 基準条例見直しのイメージ



### 【基準省令に定める基準に準拠する形式について】

現在は、基準省令と同じ内容であっても、条文を基準条例で規定している。

そこで、本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を省令に定める基準に準拠する形式に変更することで、本市における基準条例の規定は、次の条文構成で足りることとなる。

- ① 本市の女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、原則として当該基準省令で定められた基準どおりとする旨を規定する。
- ② ①以外で、本市として独自の基準を定める項目（『暴力団員等の排除』に係る基準など）については、具体的に条文で規定する。

### 3 条例の内容等について

#### (1) 条例の内容について

条	見出し	条文	内容
1	趣旨	この条例は、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定に基づき、本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。	条例の趣旨を明らかにしたもので、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準について、その要件等の必要な事項を定めるもの。
2	定義	この条例における用語の意義は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下「法」という。）の定めるところによる。	条例における用語の意義について定めるもの。
3	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準	次条から第 6 条までに定めるもののほか、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定により条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。	女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、第 4 条から第 6 条以外は基準省令で定められた基準どおりとすることを定めるもの。
4	暴力団員等の排除 【本市の独自基準】	1 女性自立支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。 2 女性自立支援施設は、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。	長崎市暴力団排除条例に基づき、施設の設置者等は、暴力団員等であってはならず、暴力団又は暴力団員等を利することのないよう定めるもの。

条	見出し	条文	内容
5	人権への配慮等 【本市の独自基準】	女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	女性自立支援施設の運営にあたっての入所者の人権への配慮等について定めるもの。
6	職員の研修の機会の確保 【本市の独自基準】	女性自立支援施設は、職員に対し、その施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければならない。	女性自立支援施設の職員の資質向上等について定めるもの。
7	委任	この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	

(2) 施行期日

令和6年4月1日

【参考】基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
2	基本方針	女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。
3	基準と女性自立支援施設	女性自立支援施設は、社会福祉法第 65 条第 1 項の規定により都道府県が条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。
4	構造設備の一般原則	女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
5	非常災害対策	<p>1 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画（第 16 条第 4 項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>
6	安全計画の策定等	<p>1 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第 16 条第 4 項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>
7	苦情への対応	<p>1 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、都道府県知事（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。第 11 条第 2 項において同じ。）から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が行う同法第 85 条第 1 項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p>
8	帳簿の整備	女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。



【参考】 基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
9	職員配置の基準	<p>1 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、第3号の職員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長 1</p> <p>(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上</p> <p>(3) 栄養士又は調理員 1以上</p> <p>(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上</p> <p>(5) 事務員 1以上</p> <p>(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数</p> <p>2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。</p>
10	施設長の資格要件	<p>施設長は、施設を運営するにあつて女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。</p> <p>(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>(3) 心身ともに健全な者であること。</p>
11	設備の基準	<p>1 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）としなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐</p>

【参考】基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
11	設備の基準	<p>火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 事務室 (2) 相談室 (3) 宿直室 (4) 居室 (5) 集会室兼談話室 (6) 静養室 (7) 医務室 (8) 作業室</p> <p>(9) 食堂 (10) 調理室 (11) 洗面所 (12) 浴室 (13) 便所 (14) 洗濯室 (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>イ 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。</p> <p>ロ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ハ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。</p> <p>(2) 相談室</p> <p>室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</p> <p>(3) 医務室</p> <p>入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。</p> <p>(4) 食堂及び調理室</p> <p>食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。</p> <p>(5) その他の設備</p>

【参考】 基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
11	設備の基準	<p>イ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>ロ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p>
12	秘密保持等	<p>1 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>
13	居室の入所定員	<p>1 一の居室の定員は、原則1人とする。</p> <p>2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。</p>
14	自立支援等	<p>1 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。</p>
15	食事の提供	<p>1 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p>
16	業務継続計画の策定等	<p>1 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</p> <p>4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。</p>

【参考】基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
17	保健衛生	<p>1 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</p> <p>3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。</p>
18	給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。</p>
19	関係機関との連携	<p>女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p>

【参考】基準省令に定められた基準について（抜粋）

条	見出し	条 文
20	電磁的記録	女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
<p>長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、本市における女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52条。以下「法」という。）の定めるところによる。</p> <p>(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準)</p> <p>第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、社会福祉法第65条第1項の規定により条例で定める女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準は、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。</p> <p><u>(暴力団員等の排除)</u></p> <p>第4条 <u>女性自立支援施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であっては</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、本市における婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（第3条において「最低基準」という。）を定めるものとする。</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
<p>長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p><u>ならない。</u></p> <p><u>2 女性自立支援施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(人権への配慮等)</u></p> <p><u>第5条 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u></p>	<p>(基本方針)</p> <p>第2条 婦人保護施設(売春防止法(昭和31年度法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設をいう。以下同じ。)は、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業(法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。)に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援その他の適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p><u>2 婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。</u></p> <p>(設備及び運営の向上)</p> <p>第3条 婦人保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第4条 婦人保護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について、十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第5条 婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立てなければならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</p> <p>(苦情への対応)</p> <p>第6条 婦人保護施設は、その行つた処遇に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、その行つた処遇に関し、婦人相談所(売春防止法第34条に規定する婦人相談所をいう。第18条において同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。</p> <p>(帳簿の整備)</p>



#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
<p>長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>第6条 <u>女性自立支援施設は、職員に対し、その施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p><u>(職員の研修の機会の確保)</u></p>	<p>第7条 婦人保護施設は、設備、職員、会計及び入所者の処遇の状況に関する帳簿を整備しなければならない。</p> <p>(職員)</p> <p>第8条 婦人保護施設は、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する婦人保護施設にあつては、第3号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1) 施設長</p> <p>(2) 入所者を指導する職員</p> <p>(3) 調理員</p> <p>(4) その他婦人保護施設の業務を行うために必要な職員</p> <p>2 婦人保護施設の職員は、専ら当該婦人保護施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</u></p> <p>(施設長の資格要件)</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>第9条 施設長は、婦人保護施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 法第19条第1項に規定する社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業（更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業をいう。）に3年以上従事したものであること。</p> <p>(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。</p> <p>(3) 心身ともに健全な者であること。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第10条 婦人保護施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、職員であつた者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（<u>暴力団員等の排除</u>）</p> <p>第11条 <u>婦人保護施設の設置者（その者が法人であるときは、その役員）及び施設長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定</u></p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p><u>する暴力団員又は暴力団関係者（次項において「暴力団員等」という。）であつてはならない。</u></p> <p><u>2 婦人保護施設は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。</u></p> <p>（設備の基準）</p> <p>第12条 婦人保護施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この条において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平家建ての婦人保護施設の建物であつて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>3 婦人保護施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 事務室</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) 宿直室</p> <p>(4) 居室</p> <p>(5) 集会室兼談話室</p> <p>(6) 静養室</p> <p>(7) 医務室</p> <p>(8) 作業室</p> <p>(9) 食堂</p> <p>(10) 調理室</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>(11) 洗面所</p> <p>(12) 浴室</p> <p>(13) 便所</p> <p>(14) 洗濯室</p> <p>(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</p> <p>4 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 居室 次のとおりとする。</p> <p>ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等が占める床面積を除き、おおむね4.95平方メートル以上とすること。</p> <p>イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、共同廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台が設けられている場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しない。</p> <p>(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けるこ</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>と。</p> <p>(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。</p> <p>(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔に保持するために必要な措置を講ずること。</p> <p>(5) その他の設備 次のとおりとする。</p> <p>ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>(居室の入所人員)</p> <p>第13条 一の居室に入所させる人員は、原則として4人以下とする。</p> <p>(自立の支援等)</p> <p>第14条 婦人保護施設は、入所者の自立を支援するため、入所者の就労及び生活に関する指導及び援助を行わなければならない。</p> <p>2 前項の指導及び援助は、入所者の私生活を尊重して行わなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、入所者の起床、就寝、食事、入浴その他の日常生活に関する事項についての規程を定めなければならない。</p> <p>4 婦人保護施設は、入所者の自立を促進するため、入所者ごとの自立促進計画</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>を作成しなければならない。</p> <p>(給食)</p> <p>第 15 条 給食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好(し)好を考慮したものでなければならない。</p> <p>2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。ただし、栄養士を置く婦人保護施設にあつては、この限りでない。</p> <p>(保健衛生)</p> <p>第 16 条 婦人保護施設は、入所者については、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。</p> <p>2 婦人保護施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。</p> <p>3 婦人保護施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。</p> <p>4 婦人保護施設は、当該婦人保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
	<p>はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(給付金として支払を受けた金銭の管理)</p> <p>第 17 条 婦人保護施設は、入所者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。</p> <p>(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。</p> <p>(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。</p> <p>(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。</p> <p>(4) 当該入所者が退所した場合は、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。</p> <p>(関係機関との連携)</p> <p>第 18 条 婦人保護施設は、婦人相談所、法第 14 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所、都道府県警察、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条第 1 項に規定する公共職業安定所、職業訓練施設その他</p>



#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
<p>長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p>	<p>の関係機関及び売春防止法第 35 条に規定する婦人相談員、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条に規定する母子・父子自立支援員、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める児童委員、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に定める保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第 19 条 婦人保護施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則</p>

#### 4 新旧対照表

※下線箇所は、本市の独自基準

新	旧
<p>長崎市女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>
<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)</p> <p>2 長崎市婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年長崎市条例第43号)は、廃止する。</p>	<p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成25年12月25日条例第63号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年6月30日条例第27号)</p> <p>この条例は、平成26年10月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成27年12月28日条例第60号)</p> <p>この条例は、平成28年1月1日から施行する。</p> <p>附 則(令和3年6月30日条例第29号)</p> <p>この条例は、令和3年7月1日から施行する。</p>